

Human Rights Now

水産業における人権デュー・デリジェンスの取り組み状況に関するアンケート

基本情報

- 企業名: 伊藤忠商事株式会社
- 回答日: 2025年6月20日

1. 貴社は、本アンケート送付時点で、マグロ漁船に従事する移住労働者の人権問題(強制労働・労働環境・賃金問題など)について把握していますか。把握している場合には、その課題についてご回答ください。

人権問題(強制労働・労働環境・賃金問題など)が提起されていることは把握しています。弊社が取り扱うサプライヤーは全て、RFMO(地域漁業管理機関)の管理のもと漁船を操業しており国際条約等に準拠しております。また、RFMO内で操業する全巻き網漁船にはオブザーバーが乗船しており、人権問題も含めて監視・監督されております。

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について
(1) 貴社は、水産業における人権侵害(強制労働・奴隷労働・賃金問題など)を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施していますか。以下の各分野についてご回答ください。

1 人権方針の策定

弊社Webページに記載しております。

[伊藤忠グループ人権方針](#)

2 水産物に特化した調達方針

弊社Webページに記載しております。

[原料鰹鮪類調達方針](#)

3 人権デュー・デリジェンスのプロセスおよび体制構築

弊社Webページに記載しております。

[人権デューデリジェンス](#)

4 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)のプロセスおよび体制構築

弊社Webページに記載しております。

[グリーバンスメカニズム](#)

5 その他関連する取り組み

3. 水産物の調達方針およびトレーサビリティについて

Human Rights Now

(1) 貴社は、水産物のサプライヤーをどこまで把握していますか(一次、二次、三次、およびそれ以降など)。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

漁業会社から直接原料買付おこなっており、一次サプライヤーから把握しております。

(2) マグロの調達先の漁船の旗国を把握していますか。把握している場合、どの国の漁船ですか。下記のうち、該当する選択肢を回答するか、選択肢にない場合には国名をご記入ください。

日本・韓国・台湾・その他:(フィリピン、キリバチ、ツバル、ミクロネシア、マーシャ、バヌアツ、パプアニューギニア等)

(3) 水産物のサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか(基準や手順等)。その基準およびプロセスについてご回答ください。また、マグロの調達に特化した基準およびプロセスがある場合には、併せてご回答ください。

サプライヤーの定期訪問調査を実施しています。弊社WebページのESGレポート内、「責任ある水産資源調達のためのサプライヤー調査」をご参照ください。

[ESGレポート2024](#)

(4) 貴社の水産物の調達方針に、強制労働の禁止および撤廃に関して明記しているかご回答ください。また、マグロに特化した調達基準がある場合には、当該方針に強制労働の禁止および撤廃について明記しているかご回答ください。

弊社Webページに記載しております。

[原料鯷類調達方針](#)

(5) 強制労働の禁止や撤廃に関する取り組み状況について、水産物、特にマグロの調達先の選定・評価基準として確認していますか。

サプライヤーの定期訪問調査を実施しています。弊社WebページのESGレポート内、「責任ある水産資源調達のためのサプライヤー調査」をご参照ください。

[ESGレポート2024](#)

(6) 水産物、特にマグロに関する調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

2018年3月にMSC (Marine Stewardship Council)における流通業者の認証、CoC (Chain of Custody Certificate) 認証を取得しています。鯷事業においては2012年に鯷資源の持続的利用を目的として設立された「責任あるまぐろ漁業推進機構」(略称:OPRT)に加盟し、先の自主管理規定に則った取組みを推進しています。弊社WebページのESGレポート内、「認証取得とイニシアティブへの参加」をご参照ください。

[ESGレポート2024](#)

4. 人権デュー・デリジェンスの実施状況について

(1) 人権デュー・デリジェンスの実施にあたり、国際条約や枠組み、そのほか遵守している基準をご回答ください。

[人権デューデリジェンス](#)をご参照ください。

(2) 人権デュー・デリジェンスのプロセスとして1人権リスク評価を実施し、2特定された人権リスクの防止や軽減のための施策を講じ、3その実施状況および結果の追跡調査を実施し、4それら一連の取り組みを開示していますか。具体的な頻度や取り組み内容も含めてご回答ください。報告書として開示されている場合には、開示先をご回答ください。

- 1 人権リスク評価
- 2 特定された人権リスクの防止や軽減のための施策の実施
- 3 実施状況および結果の追跡調査の実施
- 4 一連の取り組みの開示

弊社Webページに掲載しております。

[人権デューデリジェンス実施状況](#)

(3) 上記(2)に関連して、公開方法に関してステークホルダーにとってのアクセシビリティ(言語面など)についてどのように考慮していますか。

日本語・英語ホームページで開示を行っている。

(4) 人権デュー・デリジェンスのプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者(漁船の乗組員を含む)に対する職務上の安全・衛生管理に関する方針や対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容(確認時期・確認結果を含む)をご回答ください。

弊社Webページに掲載しております。

[人権デューデリジェンス実施状況](#)

(5) 貴社のサプライチェーン上の漁船乗組員には移住労働者が含まれていますか。

含まれている・含まれていない・確認できていない

(6) (5)について、移住労働者が含まれていることを確認している場合、移住労働者の乗組員に対する賃金の未払いや長時間労働、船上の劣悪な生活環境などの人権リスクについて調査し、状況を把握していますか。把握されている場合、その詳細をご回答ください。

含まれています。サプライヤーは全てRFMO(地域漁業管理機関)の管理のもと漁船を操業しており国際条約等に準拠しております。また、全漁船にオブザーバーが乗船しており、労働問題が監督されております。弊社としては、サプライヤーの定期訪問調査を実施しています。ESGレポート内、「責任ある水産資源調達のためのサプライヤー調査」をご参照ください。

[ESGレポート2024](#)

5. 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)の実施状況について

(1) マグロ漁を含む水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーバンスメカニズムを設置していますか。設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況(相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等)をご回答ください。

弊社Webページに記載しております。

[グリーバンスメカニズム](#)

(2) グリーバンスメカニズムについて、どのようにステークホルダーへ周知していますか。特に漁船上の乗組員に対する周知方法についてもご回答ください。公表していない場合には、その理由をご回答ください。

弊社Webページに相談窓口を掲載しています。

[サプライチェーンを対象とした相談窓口](#)

6. ステークホルダーエンゲージメントなどについて

(1) 水産業およびマグロの人権問題に関して、これまで実施した、労働組合、NGO、サプライヤーといったステークホルダーとのエンゲージメントについて、1その実施時期、2エンゲージメント先、3内容(頻度、テーマ、経営への反映など)についてご回答ください。回答欄が足りない場合には追加ください。

実施時期	エンゲージメント先	テーマ・頻度・経営への反映など
毎年	サプライヤー	労働管理等 / 社社内選定基準により選定の上・訪問調査実施 / 経営層との対話により反映

(2) 労働組合、NGO、専門家、企業などが加入している水産業の人権をテーマとするネットワークやプラットフォームに参画していますか。参画している場合、①その名称 ②そこで得た知識や情報を社内でのように適用しているのか、ご回答ください。

参画していない。

(3) 該当する場合、特に消費者に対し、貴社商品やキャンペーンを通した水産業の強制労働に関する啓発活動や情報発信を実施していますか。

Human Rights Now

7. 水産業の強制労働防止・撤廃に向けた取り組みについて

NGOや労働組合など漁船上の労働者を支援する団体と、労働者のエンパワーメント向上や漁船のデジタル化促進によるサプライチェーンのトレーサビリティ強化の取り組みなどについて、連携している場合にはその詳細をご回答ください。

弊社Webページの原料鯨鰯調達方針内、「トレーサビリティの徹底」に記載しております。

[原料鯨鰯類調達方針](#)

8. 貴社における困難・弊害について

水産業界における人権状況を改善し、持続可能なマグロを含む水産業の調達を実現する上でどのような困難・弊害(法令の欠如、技術不足、産業界での協力体制など)があるか、ご回答ください。

特に懸念はありません。サプライヤーは全てRFMO(地域漁業管理機関)の管理のもと漁船を操業しており国際条約等に準拠しております。また、全漁船にオブザーバーが乗船しており、労働環境が監督されております。弊社としては、一次サプライヤーに毎年行っているサステナビリティ調査及び漁業者との継続的なコミュニケーションを通じて、調達した原料鯨鰯に関する詳細な情報を入手しており、またISSF/MSCといった第三者機関の認証を受けたサプライヤーの取り扱いを通じ、違法・無規制・無報告(IUU)水産物が伊藤忠のサプライチェーンに入るリスクを回避する活動を継続していきます。

9. 人権デュー・デリジェンスの義務化について

日本政府に対して、人権デュー・デリジェンスを義務化する法律の制定を求めますか。その理由も併せてご記載ください。

弊社は日本政府の行動計画(NAP)設定前の2019年から人権デューデリジェンスを実施しております。

10. 上記の回答以外に補足などがあればご記入ください。

アンケート締め切り

ご回答は、**2025年6月27日**までにご提出ください。ご協力いただきありがとうございました。